

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

- 1 本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法による療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、〇年〇月〇日付けでこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、本件処分の取消しを求める事案である。
- 2 請求人は、本件処分について、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、〇年〇月〇日付けで審査請求をしたところ、審査官が、同年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、当審査会に、〇年〇月〇日付けで再審査請求（以下「前回再審査請求」という。）をした。
- 3 当審査会は、〇年〇月〇日付けで前回再審査請求を却下する旨の裁決（以下「前回裁決」という。）をした。
- 4 請求人は、同一の原処分である本件処分の取消しを求めて、当審査会に〇年〇月〇日付けで再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 請求人は、本件再審査請求において、前回再審査請求と同様に本件処分の取消しを求めているが、同一の本件処分に対し、重ねて本件再審査請求をすることは許されないものである。
したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。
- 2 よって、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第

50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。